

「(仮称)土地の管理と利用に関する施策の実施方針」(案)に対する意見の募集について

意見等の概要		県の考え方
P18 I 土地に起因する 危害や悪影響の発生防 止について	『土地の管理に関する相談を受け、支援する体制を整備します。また、土地所有者等の責任の範囲を明らかにするため、土地の権利関係や境界の明確化を促進します。』とありますが、相談受託団体が安定的な財政基盤の上で持続的な相談体制を整えられるよう、補助金や助成金の支援を検討頂きたいと存じます。	相談体制の整備につきましては、市町村だけでなく、関係団体や専門家、NPO 法人等との連携強化が重要であると考えております。 相談体制充実のための関係団体等への支援のあり方につきましては、いただいたご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
P18 II 宅地の効用の持 続的な発揮	鉄道駅から遠く、交通アクセスが悪い郊外型住宅の魅力を維持するためには、高齢者が都心部に移住するのではなく、安全かつ快適に住み続け、子育て世代等の若者に魅力ある住宅地として認識されることが必要なため、「特に、大規模に開発された郊外型住宅地において、交通事故の低減のため、生活道路への通過交通(特に大型車)の侵入を抑制する対策に取り組めます。」という趣旨を追加。  【対策例】住宅地内の空き家・空き地を活用(買収)して、クランクやランアバウトなどを設置し、走行速度の低下など、車両を走行しにくくすることにより、高齢者や子供の安全を図る。	ご指摘のとおり、高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、生活道路における安全性の確保は、重要事項であると認識しております。 一方で、本実施方針は、土地の管理と利用に関する施策を対象としているため、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

<p>P20 V豊かな自然環境や歴史ある風土・景観の維持向上について</p>	<p>本来の自然の持つ力を活かし、特に県南部の歴史的価値を県民に周知すべく磯田道史氏等著名な学識者のシンポジウム開催などはいかがでしょうか？</p>	<p>地域の関心層を広めるため、歴史的価値や自然景観、風土や伝統文化等、地域の持つ魅力を知ってもらうことは重要と認識しております。</p> <p>一方で、本実施方針は、土地の管理と利用に関する施策を対象としているため、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>P26 ③権利関係等の明確化の促進</p>	<p>『地籍調査の促進』とありますが、促進施策は具体的に何かありますか？</p>	<p>令和2年3月の国土調査法改正に盛り込まれた、所有者探索のための固定資産課税台帳の利用、地方公共団体による筆界特定の申請等の新たな調査手続の活用、リモートセンシングデータの活用など地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入等の促進を図っております。</p>
<p>P27 ①近隣住民等による土地の管理に関する理解の促進</p>	<p>『「地域管理構想」の作成の促進』とありますが、具体的な施策はありますか？市町村から地域への落とし込みにはかなりの労力がかかるとお思いますので、人的・経済的支援を具体的に検討頂きたく存じます。</p>	<p>令和3年6月、国土交通省において人口減少下での適切な国土管理の在り方を示す「国土の管理構想」がとりまとめられました。県内においては、昨年度より国のモデル事業を活用して市町村管理構想の策定を進めている自治体もあり、本県も策定に向けた支援を行っているところです。</p> <p>地域管理構想の作成の促進に関するご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

P29～30 ④災害リスクの高い地域における土地利用の抑制	<p>土地利用が抑制される地域に関して具体的な施策(収用、補償など)のお考えはありますか？</p>	<p>都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備するため保全すべき区域として事業を実施する必要がある際には、各種関係法令等に基づき対応されるものと考えております。</p>
	<p>『段階的な市街化調整区域への変更の検討』とありますが、市街化調整区域内の不動産が流通しやすくなるように運用ルールの検討をお願いしたいです。</p> <p>例)既存建物解体後1年以内に再建築の運用ルール変更及び属人性解除の簡略化。</p>	<p>土砂災害や、浸水被害等の災害が発生するおそれのある区域については、県民の生命、身体、財産への危害の発生を防ぐために、土地利用を抑制することが必要と考えております。</p> <p>市街化区域内にある土砂災害特別警戒区域等の災害のおそれがある地域については、市町村や関係者等との調整が整った場所から段階的に、市街化調整区域へ変更することを検討していきたいと考えております。</p>
	<p>土砂災害特別警戒区域内の避難所等について、当該区域外への移転等を実施する市町村に対し補助事業が令和6年度県予算(砂防・災害対策課)に計上されているので、その趣旨を追加。</p> <p>また、「災害リスクの高い地域における土地利用の抑制」については、難しい対応でかなりの長期間対応となるとは思いますが、法令に基づく規制だけではなく、地域特性を考慮した誘導施策が展開できれば良いと感じています。</p>	<p>「災害リスクの高い地域における土地利用の抑制」については、法令に基づく規制だけではなく、地域特性を考慮した誘導施策が重要であることを認識しております。</p> <p>一方で、本実施方針は、土地の管理と利用に関する施策の方針を示すものであり、具体的な施策の記載は控えさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
P33 ①農業を担う人材の確保	<p>移住者の兼業農家化やクラインガルデンのように貸農園としての活用はいかがでしょうか？</p>	<p>兼業農家など多様な農業経営体につきましては、人材の確保に向けた支援策を講じ、農地が活用されるよう進めてまいります。</p> <p>また、貸農園につきましても、農地の有効活用の一つとして、開設要望等があれば相談対応を行っています。</p>

P40 ②地域における取組の促進	『地域循環共生圏の形成の促進』とありますが、特に奈良県南部の歴史的・文化的価値の見直し及び SNS 等での魅力発信が必要かと存じます。	優れた自然環境、祭りや伝統芸能、郷土料理、歴史遺産など、地域資源を再発見し、SNS 等を通じた魅力の発信が重要であると考えております。 一方で、本実施方針は、土地の管理と利用に関する施策を対象としているため、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
P41 ④農地・森林における自然環境の保全	間伐材活用方法の一つとして薪ストーブ設置助成金はいかがでしょうか？	一部の市町村において薪ストーブの設置助成をしております。また、県では燃料用としての木質バイオマス利用をすることは重要と考え、間伐や木材搬出に対して助成をすることにより、間伐材の有効利用を促しております。 一方で、本実施方針は、土地の管理と利用に関する施策の方針を示すものであり、具体的な施策の記載は控えさせていただきます。 いただいたご意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。
P43 ②土地利用に関する取組を担う人材の育成及び確保	大学と連携し、歴史・文化・農林業・インフラ整備・道路のこなど幅広い視野を持つ江戸時代の藩校のような人材育成のカリキュラムを作られるのはいかがでしょうか？	令和5年度から、地域の取組を牽引する行政職員の育成に向け、土地に関する知識向上と実務精通を促すための講習会を開催しております。また、土地の管理・利用を行う際のアドバイザーやコーディネーターとなる人材の育成につなげるため、行政職員だけでなく、土地の管理・利用に関して知識を有する専門家等を対象とした研修会も開催しております。
P45 (3)人材の確保及び育成	『地域での議論をコーディネートする専門家の育成』とありますが、公務員に限らず、民間人も活用し利益誘導されないように半官半民的に費用助成をして世代を超えた長いスパンでの育成をご検討頂きたく存じます。	いただいたご意見につきましては、今後、研修会等を開催する際の参考とさせていただきます。